

行政監査結果に対する措置結果報告

(令和5・6年度)

※ 令和5・6年度に検討・改善を求めた事項に対して
措置が講じられたもの（6件）

監査委員事務局

令和5年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大	いきいきかがや く元気なまち	中	豊かな健康長寿社 会	小	フレイル予防・介護予防 事業について
検討・改善を 求める事項				フレイル予防の効果的な普及啓発について (P.59)		長寿社会推進課は、これまでのフレイルチェック測定会で得られた結果データやIIGから提供される研究結果を周知内容に盛り込むことや、情報紙の発行や講演会等の既存事業を周知ツールとして活用することなど、シニア世代やその家族に対して効果的な普及啓発の方策を研究する必要がある。
措置結果報告		【長寿社会推進課】		昨年度の措置状況報告後、フレイルチェック測定会の全 18 圏域での実施、区役所プロモーションコーナーや区民まつり、支え合い会議主催イベント等での「おためしフレイルチェック」の実施により、フレイル予防の認知度向上を図った。さらに、昨年度より区や関係団体が主催するフレイル関連の講演会において測定会を実施しているほか、高齢者向けに区が発行する「情報誌ステップ」、「高齢者向け生活ガイドブック」、「社会貢献ニュース」などの各種の情報紙にフレイル予防に関する記事を掲載し周知拡大を図っている。 また、今年度から、参加動機を向上させるため、2か月毎に広報いたばしにより周知している募集チラシにIIGの全国的な統計データに基づく効果をわかりやすく記載しており、上半期（4月～9月）までに実施回数 15 回、参加者 198 名と、昨年度上半期の数値を上回る実績をあげている。 今後も区独自データの活用も含めた様々な周知啓発手法を採用し、フレイル予防の認知度向上を図っていく。		
検討・改善を 求める事項		絵本読み聞かせボランティアの人材確保について (P.59)		長寿社会推進課は、「絵本のまち板橋」の取組や読み聞かせの担い手不足の現状を講座内で説明する機会を作るなど、修了生の読み聞かせ活動の継続と自主グループへの参加を促す方策を検討する必要がある。		
措置結果報告		【長寿社会推進課】		担い手養成を目的のひとつとしている絵本読み聞かせ講座の中で、令和 6 年度前期講座までは任意としていた自主グループへの参加説明会について、受託者である東京都健康長寿医療センター研究所と協議し、後期より講座のカリキュラムに組み込むこととした。また、上記説明会では、グループワークの体験機会を提供するほか、グループに属さず個人で活動するためのノウハウに		

	<p>についても説明し、参加者による自主的・主体的な活動を支援した。</p> <p>令和6年度においては、自主グループ参加説明会を令和7年1月9日、2月27日、3月13日の3回実施した結果、絵本読み聞かせ講座参加者44名中33名が参加し、既存の自主グループに加入または主体的に活動を開始・継続するなど、担い手として自主的に活動することとなった。この取り組みについては、令和7年度以降も継続することとしており、今年度においても令和8年1月～3月までの間に説明会を3回実施する予定である。</p>
検討・改善を求める事項	<p>元気力チェックとフレイルチェックに関する協力体制の構築（P.60）</p> <p>地域包括支援センター及びおとしより保健福祉センターが利用する元気力チェックシートと、長寿社会推進課が実施するフレイルチェックシートは、類似のチェック項目が多い。区民が、参加する事業を選ぶ際に混乱しないよう、おとしより保健福祉センターは長寿社会推進課と連携し、それぞれの事業の理解を深めるとともに、区として、一貫性のある介護予防・フレイル予防事業を開展していく協力体制を構築する必要がある。</p>
措置結果報告	<p>【おとしより保健福祉センター】</p> <p>元気力チェックは、介護保険法に基づく板橋区介護予防・日常生活支援総合事業の対象者（65歳以上の者）抽出を目的とし、質問項目（25項目）は国が定めている。一方、フレイルチェックは、東京大学高齢社会総合研究機構（以下「機構」という）が開発したもので、対象者は概ね50歳以上の者であり、質問項目（11項目）は機構が定めている。</p> <p>おとしより保健福祉センター・長寿社会推進課の両事業の内容を精査したところ、質問項目に2つの重複及びフレイルチェックの利用者の多くが65歳以上の者ということが判明している。これを踏まえ、両チェックの目的・効果の一貫性、効率性、区民に分かりやすい事業のあり方の観点から、高齢福祉に関する組織体制の最適化について検討し、介護予防事業の集約・整理を検討するに至った。</p> <p>介護予防事業については、高齢部門の三課（介護保険課：主に介護保険法に基づく保険給付サービス、おとしより保健福祉センター：保険給付サービス以外、長寿社会推進課：フレイル予防など一部の介護予防関連事業）が、それぞれ担っている。</p> <p>「介護予防」「健康寿命の延伸」の視点から、主旨を同じくする介護予防関連事業を集約し、区民が利用しやすい体制に整理していく必要があるとして、令和8年4月を目指して組織改正を行うこととし、一貫性のある介護予防・フレイル予防事業を開展していく協力体制を構築する。</p>

検討・改善を求める事項	<p>ウェルネス活動団体への活動場所の提供について（P.61）</p> <p>介護予防や健康増進等を目的に活動する自主グループに活動場所を提供する事業は、長寿社会推進課が開催するはすのみ教室でも行っており、いずれも同じ要綱（ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱）に基づき実施している。おとしより保健福祉センターは、長寿社会推進課と連携し、区内で幅広く活動する団体を増やしていくために、効果的な事業運営について研究する必要がある。</p>
措置結果報告	<p>【おとしより保健福祉センター】</p> <p>令和7年10月現在、介護予防自主グループ活動団体である「高齢者の暮らしを拡げる10の筋力トレーニング」（以下「10の筋トレ」）は123団体、「住民主体の通所型サービス事業」は20団体であり、これらの他にも認知症カフェや福祉の森サロン等、多くの自主グループが区内で活動をしている。一方、ウェルネス活動推進団体として登録し、4か所のウェルネススペース等を利用している団体は、44団体（令和7年3月末更新後9月末現在）に留まる。10の筋トレに代表される団体の活動場所は、行政施設のほか、既に地域コミュニティ向けに開放している民間施設のフリースペース等にも拡がっている。</p> <p>また、令和6年度、「地域ケア政策調整会議」作業部会を開催し、「高齢者の居場所」の検討・研究をまとめた。ウェルネススペースや集会所等といった行政施設（ハード面）の提供のみならず、就業や社会参加、町会活動や公園でのレクリエーション等も広く活動場所と捉える等、時代とともに活動場所の定義が変容していることから、この視点も加え、関係課・関係機関で情報を共有している。</p> <p>一方で、「介護予防」「健康寿命の延伸」の視点から、趣旨を同じくする介護予防関連事業を集約し、区民が利用しやすい体制に整理していく必要性から、高齢福祉に関する組織体制の最適化に向けた検討を行い、令和8年4月を目指して組織改正を行う予定である。その中で、介護予防自主グループ活動支援事業（ウェルネス活動推進団体支援事業）について、施設を維持管理する所管課と、事業を実施する所管課に整理した。</p> <p>今後も、区内で幅広く活動する団体を増やすための効果的な事業運営について、関係所管課と連携し、研究を継続していく。</p>

令和6年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大	安心・安全で快適な緑のまち	中	緑と環境共生	小	公園の整備・運営について
検討・改善を求める事項						<p>「子どもの池」のあり方について（P.43・44）</p> <p>中止された場合も開業された時と同額の委託料が支払われることは、費用対効果の観点からは望ましくない。「子どもの池」の運営委託については、仕様書や契約方法だけでなく、委託のあり方そのものについても検討を続けることが求められる。区の「子どもの池」はプール型であり、安全面の観点から監視員は必須となる。しかし、運営委託している協力会は65歳以上の会員が多く、高齢化・担い手不足の状態であり、近年の猛暑においては、会員自身の安全も危ぶまれる状況である。区は、委託のあり方を検討すると同時に、長期的な視野に立ち、今般の問題（※）が引き続くことのないよう、地域住民の声を十分に聞きつつ、説明責任を果たし、「子どもの池」を「新たな水スタイル」の施設に更新することなどが求められる。</p> <p>※今般の問題…「子どもの池」は、①利用対象年齢が限られる、②夏季のみの利用である、③地域による運営体制の維持が困難である、④猛暑等の影響により中止・中断する日数が増加している、という問題</p>
措置結果報告						<p>【みどりと公園課・南部土木サービスセンター・北部土木サービスセンター】</p> <p>令和6年度より、「子どもの池」の開催時間を二部制（9～11時、11～13時）とし、各々の時間帯で開催可否を判断することとした。その結果、開催日数が大幅に増加し（R5：6日→R6：32日、R7：27日）、従来課題とされていた中止・中断日数の増加や運営効率の低下について、一定の改善が図られた。同時に、委託のあり方についても検討を行い、複数の民間事業者から見積を徴取したが、地元協力会による運営と比較して費用が大幅に増加することが判明した。</p> <p>「子どもの池」は、地域事業の側面もあることから、元々低廉な価格で地元協力会に運営を依頼している。さらに、地域とのつながりや柔軟な対応力といった点で、地元協力会の強みを発揮してもらっている。その上で、開催期間中の会員の予定を拘束しており、中止の日でも清掃・点検や来園者対応などの業務を行っている。</p> <p>以上のことから、「子どもの池」の運営委託については、現時点では地元協力会による運営を継続することが最も合理的であり、委託料については、開催の有無にかかわらず、定額を支払うこと</p>

	<p>が適切であると判断した。</p> <p>今後は、協力会の高齢化や猛暑による安全面の懸念に対し、区として支援策の検討を進めるとともに、地域住民の声を丁寧に聴取しながら、説明責任を果たしていく。</p> <p>また、「子どもの池」は、令和3年に策定された「水遊び施設の整備方針」に基づき、1) 誰もが水に触れて楽しむことができ、2) 監視員が常駐する必要がなく、3) 通年で日常的に利用できる「新たな水スタイル」の転換を進める。これにより、監視員の確保といった運営体制に関する課題を解決するとともに、夏休み期間の1か月に限らず気象条件に合う日の利用を可能とする。</p> <p>以上の方針を踏まえ、「新たな水スタイル」施設への更新を、子どもの池の利用状況や管理運営協力会の継続意向を踏まえ進めていく。</p> <p>なお、監査実施後の「新たな水スタイル」の施設への更新実績と予定は、以下のとおりである。</p> <p>令和6年度：1か所 高島平七丁目公園 令和7年度：入札不調により実績なし 令和8年度：2か所 四葉公園、南板橋公園</p>
検討・改善を求める事項	<p>トイレの表示について (P.44)</p> <p>公園は、構造上の問題からトイレの場所や配置がわかりにくいことも多い。トイレの表示については、適切に利用できるよう、誰にとっても見やすくわかりやすい表示を設置することが求められる。</p>
措置結果報告	<p>【みどりと公園課】</p> <p>公園内のトイレには、トイレ建屋の壁面へのピクトグラムの貼付け及び、公園出入口付近への触知案内板の設置により、その位置が判断しやすいよう、案内しているところである。</p> <p>しかし、ピクトグラムの貼付け位置によっては、トイレの出入口がどこにあるのか分かりにくい場合があることが判明したため、改めて利用者目線での表示となるよう実施した。</p> <p>監査において指摘された赤塚七丁目児童遊園のトイレについては、令和7年5月、正面と側面の2か所に新たにピクトグラムを設置し、男子用トイレの位置の分かりにくさを解消した。</p> <p>また、令和6年度に改築工事を行った赤塚四丁目児童遊園・小茂根二丁目公園・高島平二丁目第二公園・四ツ又公園では、トイレ出入口近くや、園内広場からも見えやすい建屋壁面等にもピクトグラムを設置した。</p> <p>今後発注する工事においても、より見やすく分かりやすい案内表示に努めていく。</p>